

## 1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

定刻になりましたので、ただいまから、第9回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、条例推進会議にご出席いただきありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしく願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本日の会議について、議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発見の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。はじめに事前にお送りしたものと

- ・ 本日の次第
- ・ 出席者名
- ・ 資料1 共生条例に関する事業の取り組み状況について（令和5年度）
- ・ 資料2 令和5年度における差別相談事例について
- ・ 資料3-1 令和5年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況
- ・ 資料3-2 令和5年度「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」認知度調査結果
- ・ 資料3-3 共生のまちづくりについて考えるワークショップ実施概要
- ・ 資料4 令和6年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

また、本日机上配布として

- ・ 座席表

差し替え資料として資料1及び資料2、世界の自閉症啓発デーのチラシを配布しております。資料の不足、お忘れの方、挙手をお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、八木澤委員、北村委員、斎藤委員、平澤委員、松永委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、このたび委員の変更がありましたので、お知らせします。事前配布資料の出席者名簿をご覧ください。初めに11番、新潟労働局から長谷川徹委員。次に14番、新潟日報社から五十嵐美佐委員、最後に15番、日本放送協会新潟放送局から篠田憲男委員。以上3名の方が新たに就任いたしました。一言ご挨拶を頂戴いたしたいと思っております。マイクをお持ちしますので、長谷川委員からお願いいたします。

(長谷川委員)

新潟労働局職業対策課の長谷川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

次に、五十嵐委員、お願いいたします。

(五十嵐委員)

新潟日報報道部の五十嵐と申します。今、生活面というところでデスクをしております

て、障がいのある方もない方も共に生きるというテーマでも企画執行しているところです。お役に立てればいいのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

次に、篠田委員、お願いいたします。

(篠田委員)

NHK 新潟放送局の篠田です。コンテンツセンター長という肩書きなんですけど、コンテンツセンターというのは、番組ですとかニュース報道全般を担当しているところです。7月に転勤してまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。本日は23名の委員のうち、18名の委員の方々が出席されており、過半数を超えていますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

## 2. 障がい福祉課長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは開会にあたりまして、本日福祉部長の今井が別の公務により欠席となっておりますので、障がい福祉課長の小林よりご挨拶申し上げます。

(事務局 障がい福祉課 小林課長)

皆さん、おはようございます。障がい福祉課長の小林でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、条例推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例ですが、平成28年4月の条例施行後、来月で丸8年が経過いたします。この間、障がいのある人への理解を深める取り組みとして、「ともにプロジェクト」を推進するなど、条例の趣旨である共生社会の実現をめざして取り組んできたところでございます。

また、現在新潟県のほうでも、差別解消法に基づく新たな条例の制定を検討しております。私も検討委員として参画しているところでございますが、新潟市の条例の制定経緯ですとか、障がい者の差別解消に向けた取り組みなど、高い評価を頂いているところでございます。

本日は、令和5年度における差別相談状況や事業の取り組み状況を報告させていただくとともに、令和6年度に予定している取り組み内容について説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、さまざまな視点でご意見を頂き、今回得られた貴重なご意見とかアイデアを、今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えております。また、皆様も、共生社会づくりの大切な担い手として、これからも障がい者の方々への理解促進のために、ともに取り組んでいただくようお願いいたします。

本日は活発なご議論をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 3. 議事（1）共生条例に関する事業の取り組み状況について

（司会：障がい福祉課 上村課長補佐）

続きまして、議事に移らせていただきますが、ここからの議事については会長に進行をお願いいたします。長澤会長、よろしくお願いいたします。

（長澤会長）

新潟大学の長澤と申します。よろしくお願いいたします。では、議事の1、共生条例に関する事業の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 祝管理係長）

障がい福祉課の祝です。どうぞ、よろしくお願いいたします。条例に関する取組状況についてご説明いたします。資料1をご覧ください。まず「1 障がい等を理由とした差別相談対応」についてです。令和5年度における障がい福祉課で対応した差別相談事例件数は、令和6年1月末時点で8件でございました。昨年度と比較すると、3件の増となっております。

内訳ですが、身体障がい7件、その他が1件でした。その他の1件につきましては、後ほど事例として紹介させていただきますが、特定の個人を対象とした相談ではないため、その他ということで整理をさせていただいております。

なお、身体障がい7件については、記載のとおり、それぞれ視覚障がい3件、聴覚障がい1件、肢体不自由が2件、難病が1件となっております。詳細につきましては、後ほど資料2を用いて代表事例を紹介いたします。

続いて「2 条例研修会等の実施」でございますが、令和5年度につきましては、令和6年1月分まで、約3,000人の方に対して条例の周知を図ることができました。前年度と比較しますと、研修の回数自体は増えていますが、チラシ配布等の回数が前年度に比べて少なかったため、全体では減少しています。対象延べ人数についても、主にチラシを配布した人数が影響しておりますが、1月下旬から2月上旬にかけて実施しました、商業施設でのイベントにおける啓発物品の配布件数等が計上されておられませんので、それを考慮すると前年度と同程度の延べ人数になると見込んでおります。なお、直近3年間では、合計1万2,000人弱の方に対して周知活動を展開しております。

続いて、裏面の「3 とともにプロジェクトの展開」でございます。条例の目的である共生社会の実現を推進するために立ち上げた「ともにプロジェクト」ですが、今年度もA、B、C、3つの視点から展開いたしました。はじめに「A 障がいのある人とない人の交流の機会の創出」では、障がいのある方が講師として学校で授業を行った際の、学校への謝礼補助を通じて、障がいのある人と触れ合い、理解を深めるきっかけづくりを行いました。

次に「B 一般企業への周知啓発」として、障がい者アートを活用した普及啓発であったり、共生社会に関心のある企業同士のネットワークである「ともにエントランス」の活動などを行いました。

最後に「C わかりやすい広報」として、共生条例の普及啓発イベントの実施や、若年層への認知度向上に向けた取り組みを実施しております。こちらにつきましても、後ほど

資料3-1等を用いて詳細をご報告させていただきます。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明で、お聞きになりたいこと、質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、では、お願いいたします。

(渡辺浩二委員)

はい、手をつなぐ育成会の渡辺でございます。1点お願いします。このチラシなんですけれども、概要パンフレットが第2版というのが出ておりました。私、この前まちなかほっとショップで見かけて手にしたんですが、すみません、私不勉強なんです、これ、いつごろ改定されたやつが出たんでしょうか。すみません。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

改定の詳しい年度がすぐ出てこないんですけれども、だいぶ前です。令和に入ってからとかよりも、もっと前の話になります。

(渡辺浩二委員)

第2版が？

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

はい。

(渡辺浩二委員)

すみません、私不勉強で申し訳ありませんでした。

(長澤会長)

ほか、いかがでしょうか。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

新潟市ろうあ協会理事長しております、柳と申します。これ、見させていただきまして、条例の学習会と研修会が書いてありますが、これは、研修といいますのは行政の職員に対するものとか、その他というところは民間の会社に研修をされたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

(長澤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

はい、その他の研修に関してなんです、市では、この障がいの関係だけではなくて、

さまざまな取り組みを「市政さわやかトーク宅配便」ということで、地域の皆さんがいろんな勉強をしたいとか、地域の団体でそういった学習会をしたいとかというときに、市が職員を派遣して、そういった取り組みについて地域の方々に説明するといった取り組みをしております。今年度については、そういった地域の団体からも、勉強会をしたいという声が出た研修もありますし、あとは今年度だと病院で、差別の研修をしたいので講師を派遣してほしいというような依頼があつて、出た事例もあります。以上です。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。柳委員、よろしいでしょうか。

(柳委員)

はい、わかりました。

(長澤会長)

ほかに、お聞きになりたいことございますでしょうか。では、議事1を終了いたしまして、次に進ませていただきます。もしまたお気づきの点ありましたら、質問の機会を設けたいと思います。

### 3. 議事(2) 令和5年度における差別相談事例

(長澤会長)

議事の(2)です。令和5年度における差別相談事例について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

それでは、令和5年度における差別相談事例についてご説明いたします。本日机上に配布しております、資料2をご覧ください。先ほど資料1でもご説明したとおり、令和5年度における障がい福祉課で対応した差別相談事例は、1月末までで8件、前年度比でプラス3件でした。相談分野や障がい種別ごとの内訳、相談者区分については記載のとおりですが、相談件数については、条例施行後の平成28年度から徐々に減少傾向となっておりまして、近年は年間通じて10件前後の相談件数となっております。ここ数年は、新型コロナウイルスの影響で外出自粛傾向でもあったことから、具体的な差別相談に至らなかったことも要因の1つと考えられますが、一方で条例施行から8年を迎え、些細なことでも相談できるということを当事者自身が知らないということも想定されます。実際に、今年度障がい福祉課が策定しました、障がい者計画の策定時に行いました、障がいのある方へのアンケート調査では、「条例について知っているか」の問いに、「知っている」と回答した方は15%程度でした。このことから、障がいのある方に対しても、あらためて条例の周知啓発に取り組んでいく必要があると考えております。

続いて、代表的な事例を3つ紹介させていただきます。まず、代表事例1についてです。資料は2ページをご覧ください。筋萎縮性側索硬化症、いわゆるALSを抱えた親御さんから、子どもが通う小学校での、自身に対する対応についての相談があったものです。具体

的には、子どもの小学校最後の運動会に参加したかったため、駐車場の場所なども含め、長い間学校と話し合ってきたのですが、学校から送付された運動会の案内は一般の方と同じような案内がされていたと。学校に確認したところ、担当者が不在で、後日、文書は用意してあったが、誤って一般のものが送付されてしまったというような回答が学校からありました。このほかにも、授業参加に車いすで参加することを事前に連絡しているのに、案内された席に椅子が配置してあるとか、教室から段差を越えて移動するときの支援がまったくないなど、本当に障がいのある人の場所に立って対応されていないのではないかと、そういった差別を感じるというような相談があったものです。また、年度末には卒業式もあるため、そこでは適切な対応を取ってもらいたい。また、卒業後の中学校生活においても、自身の現状を知ってもらった上で、対応について話をしたり、そのような場を設けてほしいというような相談内容が寄せられました。

本件については、本人が市の教育委員会の特別支援教育課にも同様に連絡されていたこともありまして、すでに指導主事の方が本人と学校の間に入り、状況確認などを行っていることを確認しました。併せて、今回の対応について、障がいのある子どもだけではなく、保護者に対しても合理的配慮が必要であることを校長先生にも伝えたこと、本人の希望でもある卒業式や中学校生活での配慮については、特別支援教育課が調整を行い、責任を持って対応していくとの回答があったところです。その後、ご本人にも特別支援教育課を通じて、適切に対応させていただく旨をご説明し、了解を得ました。

本事案については、学校現場の合理的配慮として、保護者も含めた適切な対応ができていなかったことが原因でありますし、引き続き特別支援教育課を通じて、各学校における合理的配慮の推進を図っていく必要があると考えています。

続いて代表事例2についてです。資料では3ページをご覧ください。こちらは、先ほど資料1の障がい種別で、その他として整理した事案になります。地域活動支援センターと基幹相談支援センターからの相談事例で、障がい福祉施設利用者の新潟まつり花火大会の無料観覧の案内について、観覧に付き添いをつけることが条件となっていることが差別に当たるのではないかとの相談があったものです。詳細についてですが、本市のスポーツ振興課が、新潟まつり花火大会において、障がいのある方への無料観覧の案内を出した際に、案内文書に「観覧には付き添いが必要」となっていました。この件について相談があった地域活動支援センターの職員が、就労支援A型ですとか、就労移行の事業所を利用されている利用者には、1人で観覧できる方もいるため、担当課に確認したところ、引率が必須との回答があり、地域活動支援センターとしては利用者全体への周知は控えようというふうに判断したということでした。

障がい福祉課でも案内を確認したところ、相談内容のとおりであったため、条例の不利な取り扱いに当たると判断し、担当課に連絡しました。担当からは、夜のため会場が暗く、また警備などの配置にも限りがあるため、付き添いをつけてもらわないと安全に運営ができないとの判断で記載したとの回答がありましたが、そもそも1人で観覧可能な方がいるという認識が欠けていたというような発言もありました。実際に文書を発出してから問い合わせも何件か頂き、付き添いには施設職員の引率でもよいか、あるいは1人での観覧でもよいかといったことについて、いずれも「可能です」と回答しているとの返答があったところです。

ただ、実際にはそういった問い合わせをしていない事業所さんもありますし、そういったところでもれている可能性もありましたので、障がい福祉課がたまたま確認をした日が申し込みの締め切り日だったということもあったので、期限を延長して、再度事業所にお知らせしてもよいかというような確認を取ったところ、それでも問題ないという回答を得ましたので、あらためて関係事業所のほうに案内を発出し、また相談者のほうにもそれを説明し、了解を得たところです。

本事案については、障がいや障がいのある方への理解というものが、市職員にもまだまだ浸透していないことが明らかになった事例でもありますし、またこの案内文書については、障がい福祉課を通じて各事業所に案内したという経緯が実はありまして、当課においても文書の中身をしっかり確認せずに発出してしまったということで、非常に重く受け止めております。引き続き庁内の障がい理解が図られるように、庁内研修などで周知を図ってまいります。

最後に、代表事例3になります。資料では、4ページをご覧ください。聴覚障がいのある方ご本人からの相談で、新潟テルサでの親子向けイベントで、手話通訳者の配置がなく、手配する場合は同伴者のチケットが必要との回答があり、新潟市の条例に掲げる合理的配慮としてどうなのかという相談があったものです。ご本人は市外在住の方でしたが、イベントの主催が新潟市の事業所でもあったことから、事実確認を行いました。イベント主催の本部のほうに、共生条例の合理的配慮であったり、聴覚障がい者への配慮についての理解を求めました。また、主催者で手話通訳を配置する場合には、県の視覚障がい者協会へ依頼できるということをお伝えしました。担当者が不在だったため、後日折り返すこととなり、本人にはいったん主催者側に伝えたことを説明しました。その後、後日、再度相談者の方から電話がありまして、主催者からイベントに手話通訳が配置されることになったという連絡をもらったということで、「ありがとうございます」という連絡が障がい福祉課のほうにありまして、終結となったものです。

この事例につきましては、主催者側で適切な対応が取られたところですが、視覚や聴覚に障がいのある方への合理的配慮については、令和4年5月に、障がい者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法というものが施行されまして、あらゆる情報の取得について事業者にも努力義務が課せられているところです。こういった情報も広報しながら、共生社会の実現につなげていきたいと考えています。

以上、代表事例として3件紹介させていただきましたが、いずれも差別をしようとして差別したというわけではなく、いろいろな事情や認識不足などが背景にあって、結果として差別相談事例になってしまったというケースが少なからず見受けられたところです。共生条例については一方を罰することで正したりするのではなく、相互が歩み寄り、理解し合い、より良い状態に進んでいくことをめざしているため、そういった趣旨も大切にしながら、今後も積極的に共生活動に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、資料にはありませんが、1点報告させていただきます。昨年度の本会議における差別相談の事例として、精神障がいのある方のアパートの賃貸契約に関する事例を紹介させていただきました。事例では、仲介業者や保証会社は差別解消法の理解があるものの、大家にその認識がなく、精神障がいであることを理由に入居を拒否したという事例でした。本事例について、本日出席が遅れておりますが、宅建協会から出席いただいております竹

村委員の働きかけで、昨年7月の宅建協会の会報誌に、これを事例として紹介いただきました。適切な対応や大家への説明を会員としてきちんと行うようにということで、広報いただいたところです。この事例を紹介したことで、そういったところに波及して取り組みをなされたということは非常に感謝しております。ありがとうございました。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明内容について、質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この条例の根幹となるのは、話し合いによる問題解決ということで、その理念が適切に実行されているのではないかと、個人的には思いました。それではまたお気付きになりましたら、この件に関しましてもご質問やご意見をお願いします。先に進ませさせていただきます。

### 3. 議事(3) 令和5年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況

(長澤会長)

議事の(3)です。令和5年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

引き続きまして、令和5年度における「ともにプロジェクト」の取り組み状況についてご説明いたします。資料3-1をご覧ください。まず初めに、「A 障がいのある人とない人の交流の機会の創出」についてです。例年実施しておりますが、学校における障がいのある人との交流、ゲストティーチャーによる福祉教育として、市内の小中学校において、障がいのある人と生徒との交流を通じた心のバリアフリーを推進すべく、障がいのある方が講師として各学校に赴いた際の謝礼補助を行いました。謝礼補助につきましては、大きく分けて2コース、視覚障がいや視体不自由などの障がいのある人を講師として招いた福祉教育と、平成31年4月1日に新潟市手話言語条例が施行されたことを受け、ろう者枠を新たに新設し、ろう者等を招いた福祉教育への謝礼補助を行っております。今年度も昨年度と同様に、希望される小中学校すべてに対応するよう、予算も調整しました。結果的には、障がいのある人招いた福祉教育は小学校16校で、主に盲導犬との暮らしやブラインドサッカーの体験授業など、視覚障がいに関する授業が行われました。ろう者を招いた福祉教育では、小学校12校、中学校1校で、こちらは聴覚障がいについての講話や手話体験が開催されたところです。

続いて、「B 一般企業への周知啓発」についてです。企業との連携の部分では、バスターミナルなど公共空間への障がい者アート展示を通して、障がい者の活動について興味を持ってもらうという事業を実施しました。令和3年度から継続して実施しております、こども創造センターと新潟駅南口バスターミナルですが、こども創造センターについては、施設側からも好評を頂いております。今年度は10月から実施しております。

次に、右側の「ともにEntrance」についてです。こちらは、共生社会づくりに関心を持つ企業等がつながるネットワークです。令和5年12月末時点で、65組織の企業や団体が加入しています。主な取り組みとして、障がい者アートを活用したポスターやステッカー



の作成、これを加入している企業で掲示を行いました。なお、ポスター・ステッカーの作成にあたっては、新潟デザイン専門学校の学生にも、アートの周りに描くデザインを公募し、また併せてこの条例の勉強会を実施することで、共生社会について考えてもらう機会にもつなげました。

次に、「C わかりやすい広報」についてです。例年、共生条例の普及啓発イベントとして、イオンモール新潟南で行ってありまして、今年度は令和6年の1月25日から2月8日までの15日間実施しました。期間中は障がい者アートの展示であったり、条例認知度調査を実施するほか、2月5日の日曜日には、NEXT21に入っております「まちなかほっとショップ」にも出店いただきまして、一緒にイベントを盛り上げていただきました。

条例認知度の結果については、お配りしております資料3-2をご覧ください。今年度は、2週間パネルを設置したことや、土日には職員が積極的に声がけをしたこともありまして、調査件数は908件となりました。昨年度は572件でしたので、336件増となっております。条例の認知度は、全世代の合計で36.3%と、昨年度の39%を下回ったものの、障がい福祉課のほうで策定しております障がい福祉計画では、令和5年度の目標を35%としておりますので、その目標は達成したという結果になっています。資料後段にまとめとして記載してありますが、新型コロナウイルスの5類移項に伴いまして、積極的にアンケートを依頼できたことや、同時開催の文化政策課の障がい者アート展と一体的に実施したことが、回答数の増につながったものと考えています。一方で、年代別に見ますと、やはり10代以下、それから20代から30代の認知度が低い傾向にありますので、引き続き小中学校での福祉教育や大学生とのワークショップを通じて、条例を知る機会を増やし、若年層の認知度向上につなげていきたいと考えています。

また、この認知度につきましては、先ほどもご説明したとおり、今年度実施しました障がいに係るアンケートでは、実際に当事者の方々がなかなかこの条例を知らないという現実が明らかとなりましたので、あらためてになります。そういったところへの周知啓発というものも図っていかねばいけないというふうに考えております。

資料3-1のほうに戻りまして、最後に「若年層の認知度向上に向けた取り組みの実施」についてです。これは、今ほどの若年層の認知度が低いという結果を受けて、そこへアプローチするための取り組みになります。はじめに、新たな取り組みとして、基幹相談支援センターと連携した周知活動を紹介いたします。この差別相談の相談窓口には、障がい福祉課のほか、市内4カ所の基幹相談支援センターがありますが、条例の周知啓発活動も基幹相談支援センターの役割の1つとなっております。今年度は、東新潟中学校さんから、総合学習の一環で講師派遣の依頼があったことから、障がい福祉課のほか、基幹相談支援センターの相談員にも参加をいただきまして、生徒と座談会を行いました。生徒自身が障がい分野について調べた内容を講師に説明し、その後意見交換を行うといった内容でしたが、実際に生徒の皆さんからは、例えば基幹相談支援センターの数が少ないですとか、介護・障がい分野の賃金が低いといった鋭い指摘もあり、私たちも驚かされたところです。

また、同じく東新潟中学校の2年生では、修学旅行前に、福祉・防災・観光の分野で、新潟市と他都市の違いを、修学旅行に行った際に勉強してくるということを目的に、市の状況を学ぶ勉強会がありました。こういった今回の学習会を皮切りに、ゲストティーチャーによる福祉教育でなかなか実績のない中学校に対しても、基幹相談支援センターが啓発

活動を今後も展開できればと考えております。

最後に、大学生とのワークショップについてになりますが、資料3-3をご覧ください。こちらのワークショップにつきましては、先ほどの若年層の認知度が低いという取り組みから、令和4年度から新たに実施した事業になります。今年度は、新潟薬科大学と新潟青陵大学の2校でワークショップを実施しました。実施内容については、各大学と意見交換を行い、薬科大学と青陵大学ともに、条例に示す身近なテーマをもとに、広く共生について意見交換を行うといった内容になりました。実施後のアンケートでは、多くの生徒から理解が深まったとの声が上がりました。また、若年層への条例認知度向上に向けては、やはり学校での周知啓発活動が最も多い結果となりまして、今回のワークショップが一定の効果を得られたのではないかとこのように感じております。事務局からは以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。今年度の取り組みについて説明していただきましたが、今の説明内容等につきまして、お聞きになりたいことございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

新潟市ろうあ協会理事長、柳です。お願いいたします。ゲストティーチャーのご支援、ありがとうございます。昨年ここで論議をしていただきまして、昨年意見を出していただいたんですが、幼稚園のほうからも学びたいという話がありましたが、幼稚園の呼びかけがないのではないかとこの1つお聞きしたいです。また来年度も幼稚園へのゲストティーチャーができるようにしていただきたいと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

(長澤会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

はい、ありがとうございます。現在は確かに小学校、中学校を対象としてゲストティーチャーの授業をやっているというところですが、柳委員がおっしゃるように、その範囲をどこまで広げるかというところもあるのですが、そこについては引き続き検討もさせていただきたいと思うんですけども、やはり障がいですとか、障がいのある人との交流というところに関して、特にそういう方がいるという認識が芽生えてくるというところで、今のところ小学校以降を対象とさせてもらっているというところもありますので、その辺りについては引き続き、予算関係もありますけれども、検討させていただきたいと思います。

(長澤会長)

検討したいということですが、いかがでしょうか。

(柳委員)

ありがとうございました。幼稚園関係の担当の方といいますと、幼稚園のほう担当の方がいらっしゃるようなので、そちらの方のご意見はいかがでしょうか。

(長澤会長)

本日もご欠席です。

(柳委員)

わかりました。残念です。申し訳ありません。

(長澤会長)

では、事務局のほうで検討をお願いいたします。ほかに、ご質問やご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ、お願いいたします。

(高橋隆子委員)

にいがたオーティズムの高橋といいます。お世話になっております。別のところの会でも言わせていただいたんですけど、今、柳さんが言われたみたいに、小さい年齢のころから障がいのある人たちを理解するというのはとても大事だと思っているので、私の子どもは自閉症で重度で、いろんなことができない子どもでしたし、今でもそういう状況ですけど、小学校とか中学校のところに障がいのある人を派遣してくれるのであれば、特別支援学級があるので、在籍している方を、お願いしてその方がやってくれるかどうかは別にしても、ずっと学校の中で一緒に生活をして学んでいくのですから、そこに彼らが持っているような障がいを対象としたものも、ゲストティーチャーに招いてやっていただきたいというのと、発達の子どもに関しては、幼稚園とか保育園にもたくさんいらっしゃるの、その中で障がいの特性によってトラブルになったりというのはいつでもあることなので、年齢がそこまでに、理解するまでに発達していないとか、わからないだろうからではなく、小さいときからこういうことで困るんだとかというのを、年齢が小さいときから、〇〇ちゃんが困っていることを伝えるがために、そういうものを利用してというのと、職員の先生たちも正しく障がいの理解をしてもらうために、招いてもらえると助かると思います。

(長澤会長)

はい。幼児期から、早い段階からこういった取り組みをしたほうがいいのではないかと、いう趣旨だと思いますが、事務局、いかがでしょうか、

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

はい、高橋委員、ご意見ありがとうございました。別の会議でもご意見頂いておりまして、こちらの事務局としても承知しているところですが、特に前回の会議のときにも、その学校にいる生徒さんとか児童さんの特性とかに応じたゲストティーチャーの派遣とかも検討してもらえると、いうところで、お話しいただいたところですが、そのときにもご説明したとおり、実際には計画自体立てるのは学校のほうにはなるんですけども、われわれもそういった募集をかける際には、ご意見も頂戴しているところでもありま

すので、そういったところに配慮して取り組みというのを検討してもらいたいということは、次年度の募集の際に少し示した形で出したいなと思いますし、またちょっと繰り返になりますけれども、さらに範囲を広げるかどうかというところについては、また内部で検討させてもらえればと思います。ありがとうございました。

(長澤会長)

いかがでしょうか。はい、ありがとうございました。どうぞご発言ください。

(高井委員)

にいがた温もりの会の高井と申します。よろしく申し上げます。高橋さんと少し似ているのかなと思うんですけども、障がいの理解という学びの機会というしつらいが、そもそも特別枠というか、自然じゃない感じは私もずっとしてきて、障がいのある人との交流をしましょうというしつらいをしてしまうことが、特別な感じがもうしています。というところで、学ぶ人たちがなぜそれを理解するんだろうかというところにまず立つてもらうことが、ひとつ大切なことなのかなと思っていて、私自身もすごく勉強不足なんですけれども、なぜ共生社会の実現に向けていかねばならぬのか、なぜその価値があるのかということ、われわれも明文化というか、言葉として認識をもっと強くして、「なので、交流しましょう。知ってください」という活動をするということが、ちょっとポイントになってくるのかなと思っています。という私の意見でした。ありがとうございました。

(長澤会長)

はい、貴重なご意見ありがとうございました。近年は多様性の尊重ということで、障がいだけでなく、いろいろな特性のある人たちを認めていくという傾向にあるのですが、まだまだ道半ばという感じがするので、こういった会、そういった責任もありますので、積極的にその方策を考えていければと思いました。ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。柳委員、お願いします。

(柳委員)

すみません、あらためまして柳です。質問というか、伺いたいことがあります。9月の23日、手話国際デーというものが、ブルーのライトアップがあったんですけども、それについてはこちらには特に載っていないんですが、入れていただかなかった、入れていただく予定……。こちらのほうの今の資料に含まれていませんでしたので、それがなぜかということをお教えいただきたいと思っています。

(長澤会長)

手話国際デー、ライトアップの件について、事務局いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

柳委員、ご意見ありがとうございました。理由というと特にはないんですけど、ちょっと資料にそこは載せていなかったというだけになるんですけども、確かに柳委員がおっしゃ

られるように、新潟市は手話言語条例をつくって、昨年9月23日の手話の国際デーでは、市内の公共施設でも、その日はブルーにライトアップしましょう、世界的にそういった取り組みがされているところなんですけども、市でも庁内の各課に、そういったブルーライトアップができないかということで声掛けを行って、4施設か5施設くらいの施設で、ブルーライトにアップしてもらって、それぞれ広告とかもさせてもらったところです。すみません、ちょっとここには、資料としてそれは個別には落とし込んでいませんでした。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。資料に記載していないが、こういった感じで実施したということでしたが、いかがでしょうか。

(柳委員)

はい、わかりました。ありがとうございました。

(長澤会長)

ほかにご質問等ございますでしょうか。はい、竹村委員、お願いいたします。

(竹村委員)

宅建協会からまいりました、竹村と申します。昨年の会議で、差別相談事例に、障がい者を理由に賃貸の入居を断られたと申しますか、不快な思いをさせていただきましたこと、大変申し訳なく思います。その後、理事会に持ち帰りましてお話をするというお約束をしましたので、本日その回答を持ってまいりました。「宅建にいがた」という、このような会報誌がございます。こちらのほうに、ちょっと読み上げます。「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の推進について」ということで、これちょっと回覧で回していただきたいと思うんですが、中身のほうだけかいつまんで申し上げます。「会議では、賃貸アパート入居の際に、入居者が障がい者差別を受けたためにアパートを借りれなかったと感じた事例が紹介されました。入居者の計画相談員が本件事例の仲介業者へ確認したところ、仲介業者及び審査会社は、差別解消法について理解はあったが、入居者への伝え方に問題があり、また大家側については、障がい者への理解が乏しいと考えられる事例とのことでした。会員皆様には、今後同様の事例があった場合には、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」と施行規則を遵守の上、入居者への伝え方には十分配慮し、また大家様へ丁寧な説明を心がけていただきますよう、よろしく申し上げます」。というような内容を、福祉課の方と相談して掲載しましたが、この大切な条例について、理事の中でも存じている者、周知しているものが半分ぐらいしかいなかったのが、大変残念に思います。

今後もまた継続してこの内容を改善しながら、掲載を続けていきたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

(長澤会長)

はい。貴重な情報提供ありがとうございました。では、皆さんのところに回したいと思  
います。

(竹村委員)

何か内容に付け加えてほしい等がございましたら、おっしゃってください。

(長澤会長)

内容について何かご意見がありましたら、竹村委員のほうによろしくお願いいたします。  
では、5年度の取組についてよろしいでしょうか。

### 3. 議事(4) 令和6年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

(長澤会長)

それでは議事の(4)です、来年度、令和6年度ともにプロジェクトの取り組み予定に  
ついて、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

それでは、令和6年度における「ともにプロジェクト」の取り組み予定についてご説明  
いたします。資料4をご覧ください。まず、「A 障がいのある人とない人の交流の機会の  
創出」部分につきましては、今年度を実施した謝礼補助はそのまま継続し、学齢期からの  
共生条例や障がい者の理解促進に取り組んでまいります。募集枠については、今年度の実  
施状況を踏まえ、通常の障がいのある方を招いた枠を24枠、ろう者枠を15枠、それぞれ  
予算計上しています。また、今ほど高橋委員、高井委員からもご意見いただいたあたりを、  
また次年度募集する際に、きちんと学校側にも示した中で募集の取り組みを行っていき  
たいと考えております。

次に、「B 一般企業への周知啓発」についてですが、障がい者アートを活用した共生社  
会の普及啓発という部分では、引き続きこども創造センターや新潟駅南口へのアート展示  
のほか、今年度実施した商業施設への展示も継続してまいります。また、「とも Entrance」  
についても引き続き取り組みを継続していきたく考えています。

Cの「わかりやすい広報」におきましては、従来から実施してきた条例研修会やパンフ  
レットの配布、周知啓発活動の実施などを継続するとともに、今年度実施しております、  
若年層の認知度向上に向けた取り組みとして、ワークショップを継続して実施するほか、  
令和4年度に作成しました条例の周知啓発動画、こちらも活用しながらさらなる普及につ  
なげてまいります。

また、市民・事業者に向けた広報の実施として、令和6年度からの改正差別解消法の施  
行に合わせて、あらためて共生条例について周知啓発を図りたいと考えております。こ  
ちらにつきましては、令和6年度から改正差別解消法が施行されることで、特に事業者の方  
の合流的配慮というところが義務化される、これまで努力義務だったところが義務化され  
るわけですけれども、新潟市におきましては、平成28年度の条例施行時から事業者につ  
いても基本的には義務化ということで取り組みを進めてきておりますので、市内の事業所  
においては、特段この令和6年度からの差別解消法の改正の施行ということに関して大きく

影響が出るわけではありませんが、全国的にはやはり改正差別解消法というものが令和6年度から施行されますということで、広く周知されているところでもありますので、この機会を通じてあらためて新潟市の条例についても、市民の方、事業所の方に周知啓発を図っていきたいと考えております。

また、平成31年4月1日から施行しております手話言語条例につきましても、柳さんはじめろうあ協会の方であったり、各団体の皆さんと今意見交換を重ねながら、啓発のパンフレットを作成しております。間もなくでき上がるころですが、そちらも活用しながら共生社会の実現に向けた意識醸成につなげていきたいと考えております。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。令和6年度の取り組みについて説明していただきました。今の内容について、ご質問やご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

新潟市ろうあ協会理事、柳です。手話言語条例のパンフレットを、後ほどご準備をいただけたということでありありがとうございます。啓発のために、昨年度イオン南ですね、そちらのほうでされておりますが、まだ足りないのではないかと、目標にも足りないのではないかと思います。昨年35%ということを目標にされていましたが、それ以上の目標、100%の目標というのか、そういうものはできませんでしょうか。

(長澤会長)

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

柳さんがおっしゃるとおり、共生条例もそうですし、手話言語条例についても、市民も含めて皆さんが知ってもらっている、認知度100%というところが、もちろんめざすべきところかなというふうに思っています。すぐにそこになかなか行けてないという現状があるのですが、地道なそういった啓発活動を続けて、少しでも多くの方にこれを知ってもらえるように、そういった広報については引き続き取り組んでまいりたいと思います。

(長澤会長)

柳委員、いかがでしょうか。

(柳委員)

はい、ありがとうございました。

(長澤会長)

すみません、私から基本的なことなんですが、この概要パンフレット第2版ですとか、こういったものは市役所や区役所、地区事務所に直接行って入手するものですね。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

はい、基本的にはそうなります。

(長澤会長)

ホームページとかダウンロードというのは難しいわけですか。やはり直接行って、紙媒体のものを入手するということですか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

ちょっとすぐ出てこないですが、ホームページに載っていたかどうか、載っていたような気もするんですけども、私も確実なことは言えないので、もし載っていなければ載せたいと思いますし、紙媒体が必要であれば、区役所か連絡所とかでも入手ができます。

(長澤会長)

ありがとうございました。委員の皆さんも、そのようにして入手していただきたいと思います。6年度の取り組みについて、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

(高橋隆子委員)

オーティズムの高橋です。この条例のほうには関係しないことなのかもしれないんですけど、先日あった県の会議のほうで、障がいのあるお子さんをお持ちの団体の方から、意見というか発言があった内容を、理事長の角田からちょっと私聞いたことがあって、アパートを借りることの関連だったんですけど、そのお母さんの言い方が正しいかどうか、私はちょっと聞きかじりというか、聞いただけなので、正しくないかもしれないんですけど、「障がいがあるとアパートも借りれないんだよ」みたいな発言が、親御さんのほうからあったそうなんです。親のほうにそういうふうに関連した情報が入ってしまうのもちょっと怖いという思いがあるのが、まず一つ思っています。

あと、いろんな業種がある中で、条例もわからないし、障がいのこともわからないという人たちが大多数だということもよくわかっています。周知するためにどういうことが必要なのかということも、今後言新潟市さんのほうでも考えていただかなきゃいけないことなんだろうなというので、そこが多分 100%の目標につながっていくんだろうなというふうに思っています。

それとは別に、紙媒体で読むとなると、大体大人の言葉で書いてあると思うので、知的の障がいがあったりすると、書いてある文字を読むことはできても、正しく理解することがなかなか難しいということもあるので、本人に知らせたいというのであれば、障がいのある人向けのパンフレットというものをつくるとか、あと若年層に向けては、年齢が低い人用のパンフレットを用意するとか、そういうものができると、小学生とか中学生とか、親と一緒にいることができる機会があるんじゃないかなというふうに思いました。

もう1つは、先ほど柳さんがお話しされたみたいに、ブルーライトのいろんな啓発をしているのであれば、こここのところの条例のところには予算はついていないかもしれないです



けど、別の資料の中で、その年度にこういう広報とか啓発がありましたという一枚があると、私たち、ほかの委員も、いろんな障がいのこういう活動をしているんだなというのがわかると思うので、できたらそういうのがあると助かるなと思います。よろしくお願いします。

(長澤会長)

ありがとうございました。各年齢層、あるいは障がいの特性に向けた情報提供、理解できるような情報ツールといますか、そういったものを準備してほしいという趣旨のご発言だったかと思います。事務局、ご検討、実施のほうよろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。全体投を通してでも結構です。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

ろうあ協会、柳です。ちょっと心配をしていることがあります。合理的配慮のところなんですが、現在飲み屋さんのお店が新潟市もたくさんありますが、スロープがないとか、車椅子はなかなか行けないというところがありますよね。皆様ご存じかと思いますが。ろうあ者の場合は、聴導犬を連れていらっしゃる方がいらっしゃいます。聴導犬を連れていくと、飲み屋さんとかでは認めてくれないというところがありまして、その辺も考えていただいて、ぜひお店のところに聴導犬を連れていくところを認めていただければと思っています。共生社会として、これはぜひ啓発もしていただきたいと思います。飲み屋さんと言いますか、そういう協会とかがありましたら、ぜひそういうところにお話をいただければと思います。

それからまた研修をしていただいて、星マーク、研修をしたところに、そういうところを認めますよというところに、星マークとかそういうマークがあればありがたいなと思うんですね。その辺も考えていただければありがたいと思っております。

(長澤会長)

さまざまな業界への理解、啓発、協力、この「ともにエントランス」、今 65 組織ということですけども、いろんな業種の方々がこれに加盟されると、今のようなことも少しずつ改善されるのかなというふうに思いましたので、働き掛けできる部分についてはよろしく願いいたします。

全体通していかがでしょうか。はい、よろしくお願いします。

(高橋有紀委員)

弁護士会の高橋有紀です。今日の事務局の資料 2 の、差別相談事例の該当事例 1 の点についてなんですけれども、話し合いをする中で、対応してもらおうということで報告をいただいた件で、私毎回同様の意見というか、お願いをしている件なんですけれども、特に行政の……、「市立の」ということでいいんですかね、新潟市のケースだと思うんですけども。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

そうです、市立の。

(高橋有紀委員)

個別のニーズではあるんですけど、同じようなケースがあり得るケースだと思います。こういうケースについて、特に新潟市で対応したようなケースについては、ぜひ市の中できちんと情報を共有していただきたいなと思っていて、できたら、まだ対応中なのかもしれないけど、そこまで対応としてご報告をしていただきたいなというふうに希望します。特に私、この件どうして特別支援教育課の対応になったのか、ご本人がそういうふうに特別支援教育課におっしゃったから、特別支援教育課のほうで対応されたのかなと思うんですけども、これ多分特別支援教育課だけが持っている、ほかのケースではそこまでつながらなくて、また同じようなことが起きてしまうことになりかねないと思うので、各学校にきちんと戻すというか、こういうことがあったよ、こういうときにはこういう対応しようということで、自分たちにかかわりのあるケースとして事案があって、報告をもらうことで、それでやっと条例の意味というかわかるようになってくると思います。まず条例があるということを周知してもらうことはもちろん必要だけれども、実際のケースとしてあって対応したという。先ほどの宅建協会のほうでしていただいた対応がすごくいいなというふうに思いました。

特に新潟市は、率先してこういうことを是非していただきたいと思っているので、代表事例の2もどういうふうに対応していくかというところがあると思うんですけども、こういうことがあってこういう対応した、きちんとここは確認するというので、情報をぜひ共有して、それをこの会で共有してほしいと思います。以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。対応した事例等、こういった貴重な情報については、行政部署、関係機関でしっかりと共有していただきたいというふうに理解しました。よろしいでしょうか。事務局のほうで、ぜひこのようなことの取り組みをよろしく願いいたします。

ほか、全体通していかがでしょうか。よろしいでしょうか。もし会が終了してから、何かこういうアイデアがあったとか意見が出たという場合には、この会議終了後、事務局のほうに連絡をくださるよう、お願いいたします。それでは、議事についてはこれで終了いたします。

#### 4. その他

(長澤会長)

次に、4のその他です。委員の皆様、何かありますでしょうか。今日お配りされたこれについては、説明等よろしいですか。

(柳委員)

いいですか。柳ですけど、よろしいですか。

(長澤会長)

はい、どうぞ。

(柳委員)

ご報告なのですが、新潟市ろうあ協会の柳ですが、市のろうあ協会としてお話をしたいと思いますが、2025年に世界デフリンピックが開かれます。デフリンピックって皆さんご存知でしょうか。ろうあ者のオリンピックなのですが、東京で開催されます。2025年に開かれます。大阪万博とぶつかってしまったんですけれども、2025年東京で開催されます。ろうあ者に対しての応援を、ぜひ皆さんにお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

(長澤会長)

ありがとうございました。来年のデフリンピックについての情報提供でした。皆さん、よろしく願いいたします。

ほかに何か情報提供等なければ。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

いいですか。

(長澤会長)

はい、お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

今日、高橋委員から皆様のお手元に配布しました自閉症啓発デーのチラシのことについて、若干事務局のほうからご説明させていただきます。お配りしたチラシに書かれてあるとおり、毎年4月2日は世界自閉症啓発デーとなっております。2日から8日までが、発達障がい啓発週間ということになっております。この期間中は、特にこのブルーを基調とした啓発ですとか、さまざまな取り組みが行われておりまして、新潟市においてもパネル展ですとか動画の放映、あるいはビッグスワンのブルーライトアップみたいなのところも計画されておりますので、皆さんもぜひこの機会に、こういった発達障がいのことについても認識を持ってもらえればなと思います。事務局からは以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかになければ、本日の会議はこれで終了となります。マイクを事務局にお返しいたします。

## 5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

長澤会長、長時間にわたり議事進行いただきありがとうございました。また委員の皆様も、活発なご発言をいただきありがとうございます。

事務連絡です。お預かりしております駐車券については、無料処理をしてありますので、

後ほど受付にてお受け取りください。

以上で、第9回条例推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中出席いただき、ありがとうございました。